

多摩市生物多様性ガイドライン

～もっと多摩の自然を楽しもう～



乞田川の恵み（生き物調査観察会）の様子

平成29年8月

多摩市



多摩市環境キャラクター

エコアちゃん

はじめに

多摩市には豊かな自然環境があります。特に東京都内でも有数の「みどり豊かなまち」です。この豊かなみどりをはじめとした自然環境を将来にわたって引き継いでいくには、生き物と共存しながら自然の恵みを得て、持続可能な社会を築いていかなければなりません。平成24年度から平成26年度の3ヶ年において有識者による「みどりのあり方懇談会」を発足させ、市民ワークショップ等による検討・試行などを行いながら取り組みの成果として、平成27年3月に「多摩しみどりのルネッサンスへの取り組み」報告書がまとまりました。その中で「多摩市版生物多様性ガイドラインなどの策定」に取り組む方針が示され、本市では、このたび「多摩市生物多様性ガイドライン」～もっと多摩の自然を楽しもう～を策定しました。

この中で本市の生物多様性に対する基本的な考え方として「都市でのくらし」「もっと自然を楽しもう」「様々な生き物たちと共存します」という3つの基本的な考えを定め、市民・市民団体の皆さんは、生物多様性の大切さへの理解を深め、生物多様性保全に配慮して行動をする。事業者の方々は、生物多様性の保全についての重要性を知り、生物多様性保全に配慮した事業活動を行う。市は、生物多様性の保全に向け、普及啓発や保全に向けた施策を展開する。というようなそれぞれの立場から取り組みを進め、生物多様性に配慮した行動の指針となっています。

ガイドライン策定にあたっては公募市民、環境団体からの推薦、農業者・企業・教育関係者の方々に参画していただき、大学研究室や関係機関にもご協力いただきながらワークショップを5回開催し、活発なご意見をいただきガイドラインの素案づくりを行っていただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

生物多様性の取り組みは市だけでは成り立ちません。市民・市民団体、事業者、市が連携しながら一体となって、このガイドラインに基づいた取り組みを進めていきましょう。今後とも、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

多摩市長 阿部 裕行

目 次

第1章 生物多様性とは	
1 生き物からの恵みを忘れていませんか？	1
2 生物多様性ってなに？	2
第2章 ガイドラインの基本的事項	
1 ガイドライン策定の背景	4
2 ガイドライン策定の目的	5
3 ガイドラインの位置づけ	6
第3章 多摩市の生物多様性の現状	
1 多摩市の生物多様性の特徴	
(1) 地域としての特徴	7
(2) 市内における主な生き物の生息地	8
(3) 市内に生息する珍しい生き物たち	9
(4) 外来生物について	10
2 これまでの多摩市での主な生物多様性に関する取り組み	
(1) 市民協働による啓発イベントの開催	12
(2) 生き物の調査や情報収集	13
(3) 市民団体との連携	15
(4) 学校教育を通じた取り組み	15
3 多摩市の生物多様性についての課題	
(1) 生物多様性についてみんなが知るにはどうしたらいいの？	16
(2) 生き物の生息地・希少種の保全はどのようにすればいいの？	16
(3) 外来生物にはどのように対応したらいいの？	16
4 ワークショップでの意見	
(1) 生物多様性についてみんなが知るにはどうしたらいいの？	17
(2) 生き物の生息地・希少種の保全はどのようにすればいいの？	20
(3) 外来生物にはどのように対応したらいいの？	22
第4章 生物多様性の保全に向けての取り組み	
1 多摩市の生物多様性に対する基本的な考え	
(1) 「都市での暮らし」	24
(2) 「もっとの自然を楽しもう」	24
(3) 「様々な生き物たちと共存します」	24
2 行動指針（ガイドライン）	
(1) 市民（市民団体）のみなさん	25
(2) 事業者の方々	26
(3) 市	27
参考資料	
1 市民参画による検討経過	28
2 市内部での検討状況	31

第1章 生物多様性とは

1 生き物からの恵みを忘れていませんか？

私たちの暮らしは、食べ物や水、気候の安定など、様々な生き物が関わりあう生態系からの恵みによって支えられています。

植物が酸素を生み、森林が水の循環のバランスを整えるなど、私たちが生きていくには、多くの生き物の営みによる支えが必要です。毎日の食卓を彩る野菜などの食料はもちろん、新聞や本などの紙製品や医療品など、生き物の遺伝的な情報、機能や形態も私たちの生活の中で利用されています。これらの豊かな生き物の暮らしとその恵みを享受し守っていくためのキーワードが「生物多様性」です。

多摩市は、東京都内でも有数の「みどり豊かなまち」ですが、この豊かな自然環境を守り、生き物と共存しながら将来に渡り自然の恵みを得て、持続可能な社会を将来にわたって持続するために保全する、「多摩市生物多様性ガイドライン」を策定することにしました。



多摩川の水干（最初の一滴がでるところ）

ここから多摩川は始まります。そして、多摩川は、流域に水を供給し多くの生き物を育て、海に流れていきます。

【本ガイドラインでの「生き物」の定義】

本ガイドラインで使用している「生き物」は、いわゆる「^{せいぶつ}生物」を指し、動物はもとより植物や菌類などの微生物も含まれます。

2 生物多様性ってなに？

「生物多様性」とは、簡単にいえば「多様な生態系や、生き物が存在していること」をいいます。現在、地球上にいる生き物は約 40 億年にも及ぶ進化の過程で様々な進化し、それぞれの生息環境に適応しながら生きてきました。

この生物多様性には、①遺伝子の多様性（同じ種でも異なる遺伝子を持ち、形や模様、行動などに多様な個性があること）、②種の多様性（様々な種が存在すること、地球上には、数百～数千万種もあるといわれている）、③生態系の多様性（森林、草原、湿地など様々な生態系があること）の、3つのレベルがあります。

3つのレベルの生物多様性についての例

① 遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持ち、形や模様、行動などに多様な個性があることです。



アサリ



ナミテントウ

引用：環境省生物多様性ウェブサイト 写真提供：ふわ しん、三木 昇

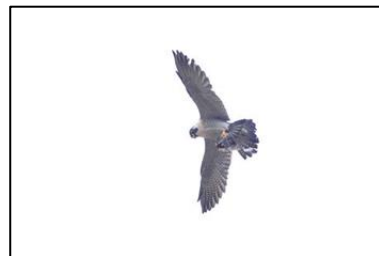
個体によって様々な色・模様があり、「遺伝子の多様性」の例としてアサリ、ナミテントウが挙げられます。他の例としてはゲンジボタルの発光パターン等もあります。

② 種の多様性

様々な種が存在すること、地球上には、数百～数千万種もあるといわれています。



カタクリ



多摩川の府中四谷橋付近のハヤブサ

ハヤブサは鳥類の中の頂点捕食者の一つとして数えられていますが、年々個体数を減らし環境省のレッドデータブック絶滅危惧Ⅱ類に指定されています。

③ 生態系の多様性

森林、草原、河川など様々な生態系があることです。



多摩川と大栗川の合流点付近



原峰公園

この生態系の中では、すべての生き物が互いに影響しあっています。そのため、例えば人間に害を与えるからといって、不用意に特定の昆虫を駆除してしまうと、それを捕食する小型動物がいなくなり、更に、小型動物を餌にするような中型動物が絶滅し、その生態系の食物連鎖が崩れてしまう可能性があります。そして一度、生物多様性が失われてしまえば、元の状態に完全に戻すことはきわめて難しいのです。

私たち人間は、地球という大きな生態系の一員であり、都市の私たちの暮らしですら、多様な生き物が関わり合う生態系から得られる恵みによって支えられています

私たちの生活は、自然の恵みによって成り立っています。



引用：環境省生物多様性ウェブサイト

第2章 ガイドラインの基本的事項

1 ガイドライン策定の背景

近年、私たちの周りの生物多様性は、開発などによる生態系の破壊、あるいは、手入れ不足による里山等の自然の質の低下、外来生物などによる生態系のかく乱などの危機に直面しています。

そのため、生物多様性基本法が平成20年に施行され、自治体は、国の施策に準じ、その地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を負うことになりました。

平成22年には、CBD-COP10（生物多様性条約第10回締結国会議）が愛知県名古屋市で開催され、2050年までに「自然と共生する」世界を実現するというビジョン「愛知目標」が採択されました。

東京都においても、平成24年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、生物多様性への取り組みを進めています。

これらの社会情勢の変化、生物多様性への取り組み気運が高まる中で、みどり豊かな多摩市においては、みどりのあり方を検討し、平成27年3月に、「多摩しみどりのルネッサンスへの取り組み」を策定しました。これは、みどりの量から質への転換、風景や景観として眺める「愛でるみどり」から「積極的に関わるみどり」への転換を目指し、市民協働による持続可能なみどりを育む道筋をつけることを目的としたものです。このなかで、生物多様性の確保が優先課題の一つとして挙げられ、「多摩市版生物多様性ガイドラインなどの策定」に取り組む方針が示されました。

【愛知目標】

愛知目標とは、「生物多様性条約第10回締約国会議(CBD・COP10)」が2010年(平成22年)10月に愛知県名古屋市で開催され、そこで採択されたことにちなんで名づけられたもので、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標のことであります。

【東京都の緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～】

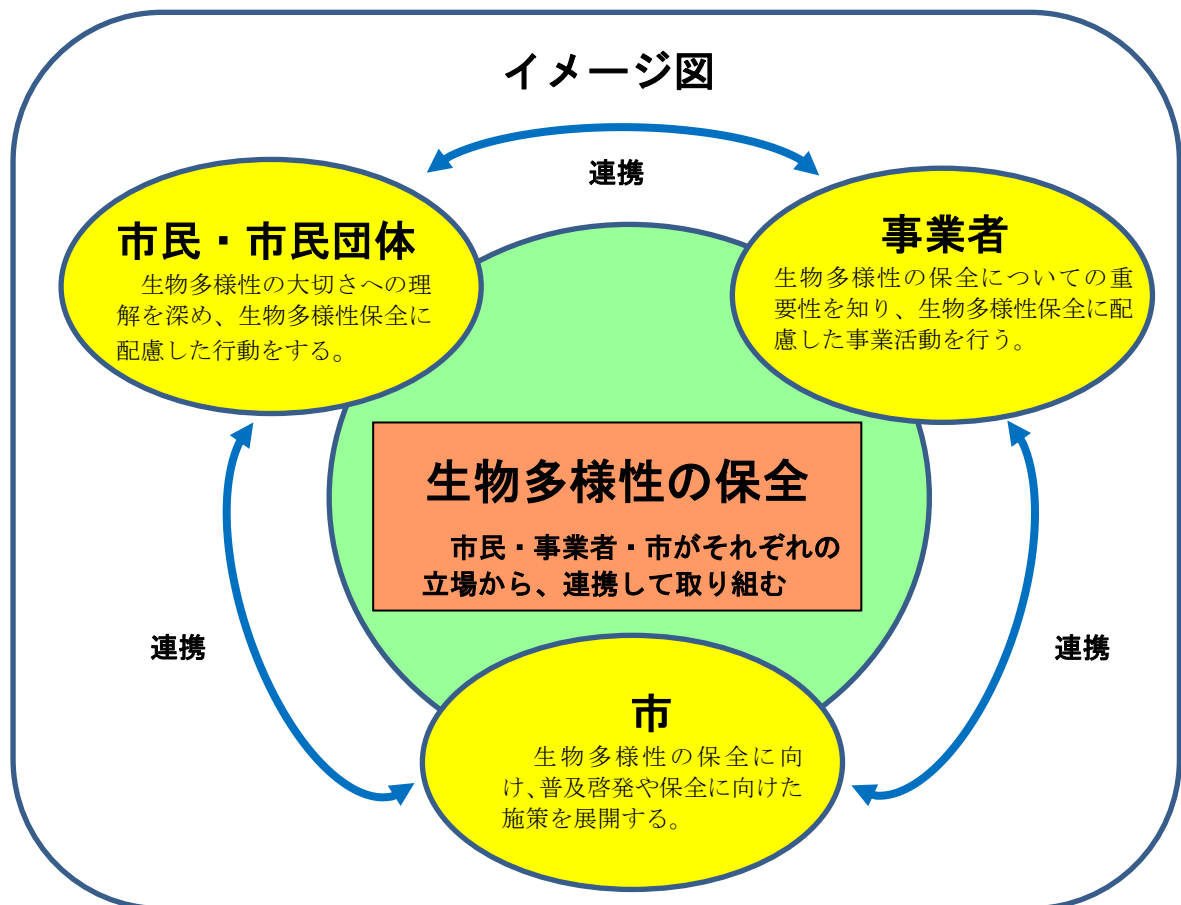
「東京都の緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」とは、東京都が生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取り組みと、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめたもので、2020年度を目標年次とした、東京都の生物多様性に関する基本戦略です。

2 ガイドライン策定の目的

持続可能な社会を築くには、たくさんの生き物の恵みが必要であり、生物多様性の保全は欠かせないものであります。豊かな自然環境を守り、生き物と共存しながら自然の恵みを得て、持続可能な社会を築いていくためには、市が取り組みを行うだけでは不十分です。

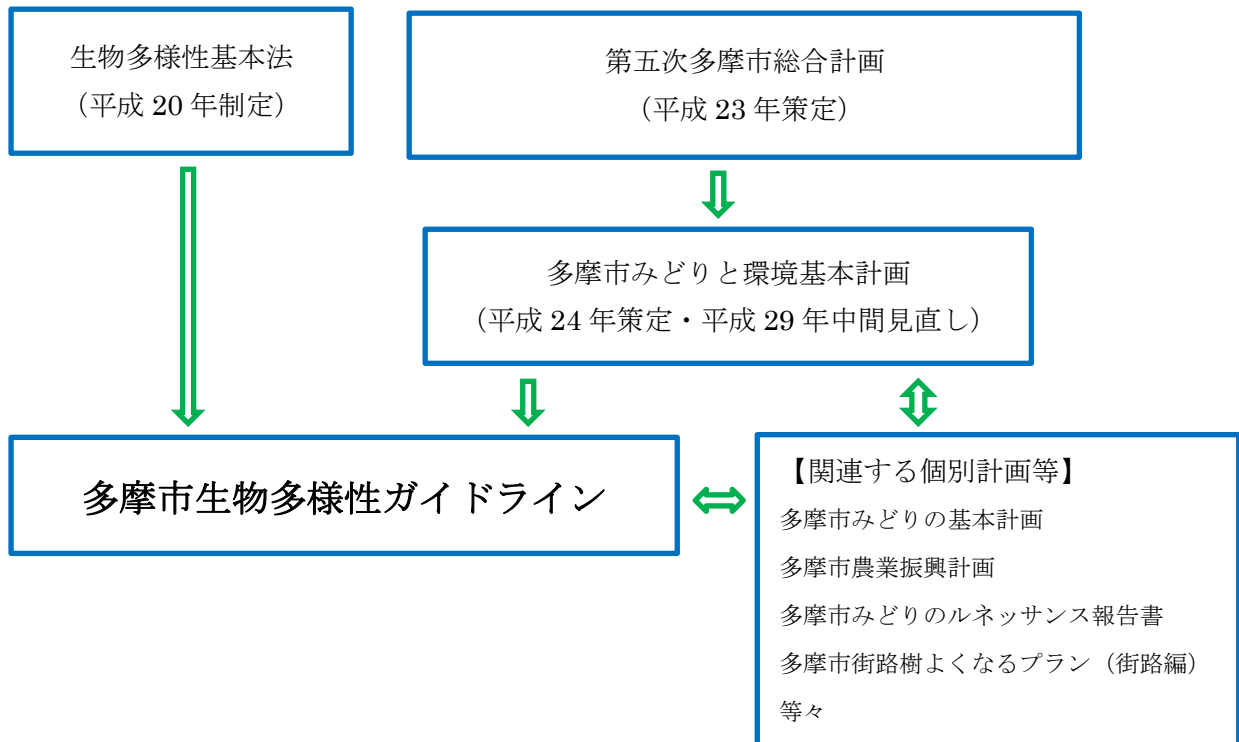
市民・市民団体のみなさんには生物多様性の大切さへの理解を深めていただき、事業者の方には生物多様性の保全についての重要性を知っていただき、行政は普及啓発や保全に向けた施策を展開するなど、それぞれの役割の中で生物多様性について認識し、様々な取り組みを進めていく必要があります。

そのため、多摩市における生物多様性の取り組みについての基本的な事柄を定め、市民・市民団体のみなさん、事業者の方々、市が生物多様性に関する知識を共有し、生物多様性に配慮した行動を進める指針としてガイドラインを策定するものです。



3 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、本市の生物多様性に関する取り組みの行動について指し示すもので、生物多様性基本法に定める地方公共団体の責務に基づき、多摩市の環境の維持向上を推進する上で、最も基本となる多摩しみどりと環境基本計画に基づくものとして位置づけます。



なお、本ガイドラインは、現在の多摩しみどりと環境基本計画が平成 33 年度で終了し、平成 34 年度に策定する予定の新たな環境基本計画には、本ガイドラインを発展させた「多摩市版生物多様性地域戦略」を盛り込む予定です。

【多摩しみどりと環境基本計画】

多摩しみどりと環境基本計画とは、市が平成 24 年度から平成 33 年度を計画期間とした、みどりと環境の保全等に関する事項を総合的かつ計画的に推進するために策定したもので、「自然環境分野」「生活環境分野」「地球環境分野」「環境情報分野」4つの分野で構成され、市の環境施策の基本となる計画です。

【多摩しみどりのルネッサンスへの取り組み】

これから多摩市が目指すみどりは、量を誇るばかりではなく、みどりの持つ多様な機能が十分に発揮され、市民の皆さんがさまざまな関わりができる空間であり、多様なライフスタイルを実現できる空間であるべきと考えます。

「みどりのルネッサンス」とは、それぞれの地域に応じたみどりの利用や活用方法などを話し合い、多様な意見の人々がお互いに理解しながら、みどりに関わり、多摩市の豊かなみどりを資産として活用していくための取り組みです。

第3章 多摩市の生物多様性の現状

1 多摩市の生物多様性の特徴

(1) 地域としての特徴

多摩市は、北は多摩川を境に府中市、東は稲城市、南は神奈川県川崎市と町田市、西は八王子市と日野市に接しています。面積は、21.01 km²です。

地形は、いわゆる多摩丘陵の北端部を占める、やや開折された丘陵とこれを刻む小河川沿いに発達する谷底平野等よりなります。北方の聖蹟桜ヶ丘駅周辺には、多摩川の運んできた砂礫泥によって構成されている沖積低地がみられます。本地域周辺の多摩丘陵の高度をみると、南西方面がもっとも高度が高く、漸次北東方面へ高度を下げています。町田市西方の八王子市との境界付近の御殿峠付近で、海拔 200 m 前後の高度となりもっとも高くなっています。市域内では天王森公園付近が海拔 160 m 前後で最も高く、多摩川沿いの低地では約 50 m 前後となり最も低くなっています。

市域の面積 21.01 km²のうち、ニュータウン事業区域の面積は 12.47 km² となっており、約 6 割の面積が多摩ニュータウン区域となっています。そのため、多摩ニュータウン開発に伴い優れた都市基盤とあわせて、多くの「みどり」とオープンスペースが整備されてきた、「みどり豊かなまち」です。

現在、市立の公園緑地の数は 208 ヶ所、総面積は 2.089 km²、多摩市のみどり率は平成 26 年度で市域の 46.9% (989.0 ha)、市立公園の市民一人当たりの面積は多摩地域 26 市中 1 位で、これらのみどりの多くは人工的に植栽されたものです。

市内に数多くあった雑木林は、昭和 20 年代までは、薪などの燃料や、田畑の肥料の供給元となっていました。しかし、昭和 30 年代以降、燃料が石油に替わり多くの雑木林は利用されなくなり、都市化の進捗により市内の随所で雑木林の宅地化が進みました。一方、多摩ニュータウン区域の一部や既存地域にはまだ雑木林が残っています。これらの場所が、多様な生き物を育む生物多様性のエリアとなっています。

【多摩ニュータウン】

多摩ニュータウンは、東京都稲城市、多摩市、八王子市、町田市にまたがる多摩丘陵に計画され、1965（昭和 40）年から 2006（平成 18）年までの約 40 年にわたって開発された、面積約 2,884 ha の広さを持つ日本最大規模のニュータウンです。開発にあたっては、新住宅市街地開発事業などにより、宅地造成をはじめ道路や公園などの都市基盤の整備や学校、幼稚園、保育園、店舗、病院等の公益的施設の整備が進められました。

【みどり率】

みどり率とは、緑が地表を覆う部分に公園・川などの水面を加えた面積が、市の面積全体に占める割合をいいます。

調査年度等	単位	みどり率
平成 26 年度	ha	989.0
	%	46.9
平成 21 年度	ha	985.2
	%	46.7
変化面積等	ha	3.8
	%	(増加) 0.2



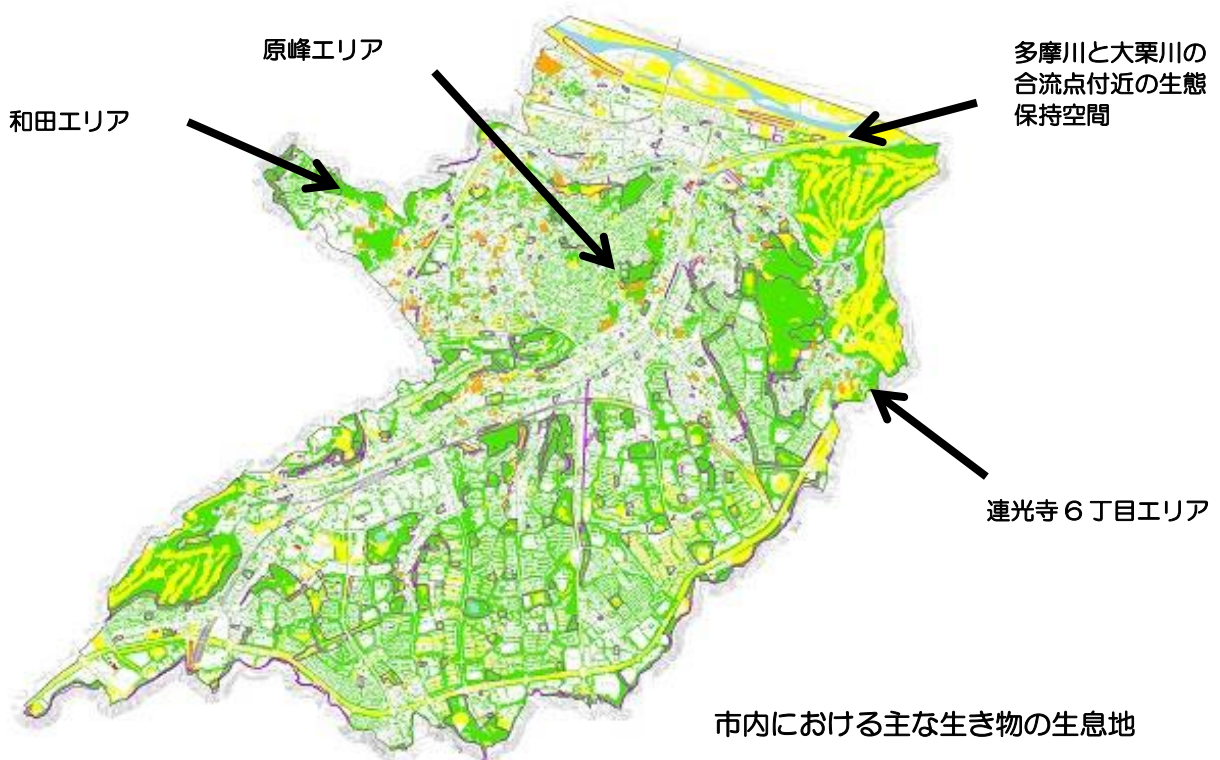
多摩ニュータウンの45年前と今との比較。(永山けやき坂。右側が、永山南公園)

雑木林が広がる丘陵を造成し、木一つない姿になりましたが、造成後に街路樹として植栽した若木が45年たち大きく成長しています。

(2) 市内における主な生き物の生息地

多摩市内の生物多様性の大きな拠点としては、多摩市みどりの基本計画で「みどりの拠点」として、多摩市みどりのルネッサンスへの取り組みで「生物多様性拠点」に位置づけられている、「連光寺6丁目エリア（連光寺・若葉台里山保全地域の湿地を中心とする一帯） 32.9 ha」「原峰エリア（原峰公園を中心とするエリア） 30.3 ha」「和田エリア（通称ななやま緑地とよぶ和田緑地を中心とするエリア 31.9 ha）」の3大拠点があります。

また、多摩川と大栗川の合流点付近は、河川と丘陵の崖線からなる自然豊かな場所であり、多摩川流域でも有数の野鳥をはじめとした生き物の宝庫となっています。この地区は、国土交通省京浜河川事務所が昭和55年に策定した「多摩川河川環境管理計画」で生態保持空間とされています。



(3) 市内に生息する珍しい生き物たち

珍しい生き物としては、まず、連光寺 6 丁目エリアに位置する、東京都の「連光寺・若葉台里山保全地域」に、環境省のレッドデータブックにも載っているキバサナギガイ（絶滅危惧Ⅰ類）、ミズコハクガイ（同Ⅱ類）など、大変希少な貝類が生息しています。

また、同じ連光寺の地域内では、貴重なアカハライモリ（準絶滅危惧）やホトケドジョウ（絶滅危惧Ⅰ類）も生息しています。

さらに、多摩川と大栗川の合流点付近では、以前、ホンドギツネが発見されており、多摩川の河川敷周辺では、猛禽類のオオタカ、チョウゲンボウ、ハヤブサとともに、アオサギ、カワセミなども観察でき、植物に関しても、カワラサイコ（絶滅危惧Ⅱ類）やカワラナデシコ（東京都レッドリスト 東京都西部：絶滅危惧Ⅱ類）が観察できます。

その他、市内の随所には、貴重なタマノカンアオイ（絶滅危惧Ⅱ類）が生息しています。

珍しい生き物ではありませんが、10 数年前までは、その姿がほとんど見受けられなかったタヌキが、近年、急速に市への通報が増加しているなど、市街地への出没が増加しているように思われます。



関戸の住宅地に突如現れたタヌキ

市内にはタヌキなどの野生動物が暮らしています。



連光寺に生息しているアカハライモリ

東京都内では珍しいアカハライモリも多摩市内には生息しています。



市内の湿地で発見されたキバサナギガイ

大きさは非常に小さく、長さは 1.5mm 程度しかありません。



タマノカンアオイ

市内の緑地などには、絶滅危惧Ⅱ類のタマノカンアオイが観察できる場所があります。

【レッドデータブック】

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生生物の種の情報をとりまとめたものを行い、環境省が作成しているほか、東京都なども作成しています。

(4) 外来生物について

市内の植物のうち、ニュータウン地域にあったものは開発の際に、雑木林を切り山を崩し、谷を埋めて造成したため、それまでこの地域にあった在来の植物は、ほとんどなくなりました。現在、ニュータウン地域で見られる植物は開発時に新たに植えられたものであり、それらは、市内にはなかった在来の植物や外来植物を多く植えたため、周辺地域と比較して外来生物が多いと考えられています。

また、動物についても、ニュータウン開発や市街化の進捗により、それまで多摩市に生息していた在来の動物は、見かけなくなったものもありました。近年は、外来生物を見かけることが多くなり、哺乳類では、ハクビシンの、市への相談件数や死体処理件数から近年増加傾向にあります。

特定外来生物については、動物ではアライグマが現状では定着しており、魚類ではブルーギルやコクチバス、鳥類ではガビチョウが見かけられ、植物でもオオキンケイギクが多摩川の河川敷で多く繁茂しています。

【外来生物】

人間が海外から持ち込んだ生きものを外来生物といいます、地域の生物多様性に悪影響を与えるおそれがあるため、注意が必要です。なお、渡り鳥や海流に乗って移動する魚や植物の種子等は、自然の力で移動するものなので、外来生物には当たりません。

また、国内でも他地域から持ち込まれた生き物も外来生物と呼ぶ場合もありますが、このガイドラインでは、海外から持ち込まれた生き物を外来生物としています。

海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものは、環境省により「特定外来生物」として指定されており、哺乳類25種類、鳥類5種類、爬虫類16種類、両生類11種類、魚類14種類、昆虫類9種類、植物13種類などがあります。この「特定外来生物」として挙げられる代表的なものとしては、アライグマ、ガビチョウ、ウシガエル、ブルーギル、コクチバス、オオキンケイギクなどがあげられます。ハクビシンについては特定外来生物には指定されていませんが、環境省と農林水産省が作成した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」において総合対策外来種の重点対策外来種に指定されており、農作物への被害なども確認されています。

【外来生物の規制】

外来生物について規制する法律として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」があります。外来生物法では、主にヒト・モノの移動が盛んになり始めた明治時代以降に海外からやって来た生き物のうち、生態系に被害を及ぼすもの等を特定外来生物として規制しており、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれ、飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止されています。

また、法規制による弊害が懸念される外来生物等は、環境省・農林水産省が生態系被害防止外来種として指定することがあります。生態系被害防止外来種は、被害の深刻度や対策の実行可能性に応じて、緊急対策外来種、重点対策外来種、その他の総合対策外来種に分類されます。



ハクビシン

中国南部・東南アジアなどから持ち込まれた外来生物で、近年、増加傾向にあります。



アライグマ

北アメリカから持ち込まれた特定外来生物で、すでに定着してしまっています。



多摩川河川敷に繁茂するオオキンケイギク

オオキンケイギクはきれいな花が咲く植物ですが、繁殖力の強い特定外来生物であり、栽培等は法律で禁止されています。



2 これまでの多摩市での主な生物多様性に関する取り組み

(1) 市民協働による啓発イベントの開催

市内には、雑木林の保全管理や水辺の環境の保全、落ち葉の堆肥化の取組みなど様々な環境分野の活動に取り組む市民団体が多数あります。これらの団体の多くは、市と協働して様々な活動を行っています。

環境保全の啓発イベントを開催するにあたっては、市民団体が持つ様々な環境に関するノウハウを提供していただき、市と団体が協働して啓発イベントを開催し、子ども達はもとより、様々な一般の市民のみなさんにも生き物とふれあう機会を提供しています。

実施月	主なイベント
6月頃	川の生き物調査・観察会、多摩川カヌー体験教室
7月（海の日）	大栗川水辺まつり
8月頃	山梨県の小菅村に出向いての多摩川源流体験サマーキャンプ 乞田川の恵み（乞田川生き物調査・観察会）
10月頃	環境ウォッチング（野外観察会）
12月頃	多摩市身のまわりの環境地図作品展
2月頃	冬鳥の観察会



川の生き物調査・観察会

（多摩市環境行事実行委員会の事業）

毎年春に、多摩川と大栗川の合流点付近で川の生き物調査・観察会を実施し、子どもたちを中心に、川への関心を高めていただいています。

冬鳥の観察会（多摩市水辺の楽校の事業）

毎年冬には、多摩川・大栗川の河川敷で冬鳥の観察会を実施し、鳥や多摩川の自然への関心を高めていただいています。



多摩市身のまわりの環境地図作品展・表彰式開催

毎年12月頃、子どもたちに環境への関心をもってもらうため、小・中学生による、多摩市身のまわりの環境地図作品展・表彰式を開催しています。

(2) 生き物の調査や情報収集

市内の生き物の生息状況の把握のため、平成15年度に「多摩市貴重な動植物調査」を、「都立桜ヶ丘公園」、「原峰公園」、「貝取山緑地」、「中沢池公園及びからきだの道」の4地域において実施したほか、市内全域を対象とした既存資料の調査も行いました。

その後は、市の公式ホームページに、平成22年度に「多摩川野鳥ギャラリー」を、平成24年度に、「多摩市内で見つけた自然を教えてください」を開設し、市民のみなさんから生き物の情報の提供をいただいています。

特に、川の生き物の調査に関しては、平成20年度からイベント時を中心に実施していましたが、平成26年度からは多摩川と大栗川の合流点付近、乞田川であい橋付近、一ノ宮用水などで市民・市民団体のみなさんとともに継続的に市民協働で実施しており、これらの調査から得られた情報は、電子データとして蓄積しています。

市内の現地調査等（平成15・20～28年度）で確認された主な生き物・特定外来生物など

分類群	平成15年度の現地調査	平成20～28年度の現地調査及び市が確認したもの	平成22～28年度の市公式ホームページへの情報
植 物	タマノカンアオイ、エビネ、キンラン、ムヨウラン、シラカシ、アカマツ、コナラ、ヤマザクラ、イヌシデ、メダケ、モウスチク、マダケ、スギ、ヒノキ、ススキ、オギ、ミゾソバ、チゴザサ、クワモドキ、ヒメシバ、セイタカアワダチソウ、ショウブ、シバ他	☆オオキンケイギク	オオハギボウシ、アキノタムラソウ、カラスビシャク、ヒヨドリソウ、ハンショウズル、ママコノシリヌグイ、ヘクソカズラ、ヤブカンゾウ、コマツナギ、オカトラノオ、テリハノイバラ、ミヤコグサ、カワラサイコ、フデリンドウ、カワラナデシコ、ギンリョウソウ、ウマノスズクサ、ヤマユリ、イチヤクソウ、ヒメコバンソウ、タチツボスミレ、ツクシ
	755種	1種	22種
哺乳類	モグラ、アブラコウモリ	タヌキ、ハクビシン、☆アライグマ	キツネ、タヌキ、コウモリ
	2種	3種	3種
鳥 類	アオサギ、カルガモ、ツミ、ハイタカ属の一種、キジ、キジバト、ホトトギス、カワセミ、アオゲラ、コゲラ、ツバメ、イワツバメ、ハクセキレイ、ビンズイ、ヒヨドリ、モズ、ルリビタキ、ジョウビタキ、アカハラ、シロハラ、ツグミ、ウグイス、セッカ、エナガ、ヤマガラ、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、カシラダカ、アオジ、アトリ、カワラヒサ、ウソ、シメ、スズメ、ムクドリ、カケス、オナガ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、コジュケイ、ドバト、☆ガビチョウ、☆ソウシチョウ他	カイツブリ、オオバン、カワウ、ダイサギ、コサギ、ヒドリガモ、コガモ、ノスリ、トビ、チョウゲンボウ、イカルチドリ、イソシギ、タヒバリ、ヒメアマメツバメ、キセキレイ、セグロセキレイ、カワヒラワ、セグロカモメ	ツバメ、ヒレンジャク、セグロカモメ、ノビタキ、イソシギ、オオバン、コアジサシ、キアシシギ、ヒバリ、アオサギ、ダイサギ、コハクチョウ、ジョウビタキ、ゴイサギ、ヨシゴイ、カルガモ、ハヤブサ、オオタカ、ツグミ、タヒバリ、シジュウカラ、セッカ、モズ、コチドリ、カワセミ、アオジ、イワツバメ、ホオジロ、ハクセキレイ、カイツブリ、アカハラ、ノスリ、ミコアイサ、ハシボソガラス、アマサギ、チョウゲンボウ、トビ、ムクドリ、コガモ、コサギ、カワウ
	43種	18種	41種
両生類	アズマヒキガエル、アマガエル、☆ウシガエル、シュレーゲルアオガエル	トウキョウダルマガエル、ニホンアマガエル	シュレーゲルアオガエル、ヒキガエル
	4種	2種	2種
爬虫類	アカミミガメ、トカゲ、カナヘビ、シマヘビ、ジムクリ	ミシシippアカミミガメ、スッポン、クサガメ	シマヘビ
	5種	3種	1種

分類群	平成15年度の現地調査	平成20～28年度の現地調査及び市が確認したもの	平成22～28年度の市公式ホームページへの情報
昆虫類	イシノミ、カゲロウ、トンボ、カワゲラ、ゴキブリ、カマキリ、シロアリ、バッタ、ナナフシ、ハサミムシ、チャタテムシ、アザミウマ、カメムシ、アミメカゲロウ、コウチュウ、ハチ、シリアゲムシ、ハエ、チョウ他	調査等なし	ルリタテハ、ムラサキツバメ、アブラゼミ、ニイニイゼミ、ナガゴマフカミキリ、オオシオカラトンボ、アカシジミ、イチモンジチョウ、ヒオドシチョウ、ミノムシ、アカトンボ、ツクツクボウシ、オオムラサキ、クワカミキリ、ヒグラシ、スズメガ、ヤブキリ、アゲハモドキ、クサギカメムシ、アゲハチョウ、テントウムシ、クビキリギス、アブ、カミキリムシ、ムカデ、ホシベニカミキリ、ウンモンズズメ、クロアゲハ、オオクシヒゲコメツキ、クモ、ツマグロヒョウモン、クマゼミ、キボシカミキリ、ウラギンシジミ、アカボシゴマダラ、カブトムシ、ルリボシカミキリ、ウラナミアカシジミ、コクワガタ、ウバタマムシ、ウバタマコメツキムシ、テングチョウ、タマムシ、フチトリヒメヒラタタマムシ、ベニスズメ、カマキリ、ナナフシ
	802種	0種	47種
魚類	調査なし	カワムツ、ヌマムツ、オイカワ(ヤマベ)、ウグイ(ハヤ)、アブラハヤ(バカッパヤ)、モツゴ(クチボソ)、ムギツク、タモロコ、カマツカ(コトブシ)、ニゴイ、コイ、ギンブナ、フナ属、ドジョウ、(ヒガシ)シマドジョウ、メダカ、ナマズ、☆コクチバス、☆ブルーギル、クロダハゼ(トウヨシノボリ)、(ムサシノ)ジュズカケハゼ、スミウキゴリ、ギバチ、ウキゴリ他	ナマズ
	0種	24種	1種
底生動物等	調査なし	コヤマトンボ、コオニヤンマ、ハグロトンボ、シオカラトンボ、アカネ属、ホンサナエ、サナエトンボ科、アジイトトンボ、ヒラタドROMシ、モンキマメゲンゴロウ属、ゲンゴロウ類、ガムシ類、マツモムシ、タイコウチ、ナミアメンボ、アメンボ、ヌマエビ類、カワリヌマエビ属、ミゾレヌマエビ、テナガエビ、スジエビ、アメリカザリガニ、ホウネンエビ、ミズムシ、カワニナ類、モノアラガイ類、サカマキガイ、シジミ類、ヒル類、シマイシビル、ガガンボ、ウズムシ類、モクズガニ、カゲロウ類、ヨコエビ類、ミズカマキリ	ミズカマキリ
	0種	36種	1種
合計	1,611種	87種	118種

☆=特定外来生物。

※各調査は重複種あり

(3) 市民団体との連携

① 様々な環境分野で市民団体と連携

多摩市みどりと環境基本計画で、地球と人にやさしい持続可能なまちづくりの実現に向けた施策として、「環境を支える人づくりとパートナーシップの形成」を掲げ、地域では様々な団体が連携・協力しながら、環境保全活動を展開しています。

これらの市民団体とは、幅広く協働した事業を行っており、今後は団体間の連携が進むようネットワーク化の取組みも進めています。

② 生息地となるエリアの保全活動

生き物の生息地保全のため、和田緑地（通称、ななやま緑地）や永山駅前緑地（通称、さえずりの森）、東京都が指定した連光寺・若葉台里山保全地域などの大規模な緑地などの保全に市民団体と連携して取り組んでいます。

③ みどりの維持・保全活動

市民のみなさんと連携して、公園愛護会、アダプト制度、グリーンボランティアなどの制度を設けて、市民団体によるみどりの保全活動の推進を図っています。

また、大規模な団地の自治会や住宅管理組合では法面の植栽管理を通じた、みどりの保全活動が盛んに行われており、こうした取組みを市でも支援しています。

④ 植物に関する調査活動

パルテノン多摩では、市民団体と連携して、市民のみなさんが地域の植物多様性に関心を持つきっかけ作りとして、植物観察会を30年にわたり協働で実施しています。また、昭和62年の開館前から市民団体によって採集された植物標本が約一万点収蔵されています。これらの標本は、市民ボランティアによって採集、維持管理されており、多摩市や多摩丘陵の植物多様性を調べるための重要な資料になっています。

(4) 学校教育を通じた取組み

多摩市教育委員会では、「2050年の大人づくり」をキャッチフレーズに、市内の全小・中学校で持続発展教育・ESDの取組みを進めており、環境教育はその重要な一躍を担っています。

市内の全ての小・中学校で社会科、理科、家庭科、生活科などの教科学習、あるいは、総合的な学習の時間、道徳や特別活動を通じ、水、土、空気、騒音、ごみ、リサイクル、草花栽培などを取り上げています。

また、市内小中学校の協力により、子ども達が日常、触れたり感じている身のまわりの生活環境を取り上げ、自分で観察し、地図として表現することにより、環境の捉え方を身を持って学び、環境に対する理解を深めることを目的とした身のまわりの環境地図作品展を平成9年度から実施しています。

3 多摩市の生物多様性についての課題

人が住む都市において多様な生き物を保全することは簡単ではありません。なぜなら、自然保護地域と異なり、都市は基本的には人のための場所であり、人間と多様な生き物との共存が求められるからです。都市の生物多様性の保全に取り組むためには、都市ならではの課題に取り組む必要があります。

(1) 生物多様性についてみんなが知るにはどうしたらいいの？

都市の生物多様性との共存は、市民や事業者の皆さんの支持と理解なしでは実現できません。しかし、生物多様性という用語は一般の人にとっては分かりにくく、生物多様性に対する取り組みへの考え方も人によって異なっています。一方、自然体験は、自然や生き物に対する保全意識と密接に関係していますが、最近では身近な生き物とのふれあう機会が減少しています。

(2) 生き物の生息地・希少種の保全はどのようにすればいいの？

そもそも、どんな生き物が私たちの周りにいるのかあまり分かっていません。また、希少種を保全するのは大切なことですが、身近な自然に生息している普通の生き物も地域の生物多様性を構成する大事なメンバーです。

(3) 外来生物にはどのように対応したらいいの？

外来生物とは、人間によって他の地域から持ち込まれた生物です。その中には地域環境の中で増えてしまい、私たちの暮らしや元々いた生き物に悪影響を与え、被害を引き起こすものもあります。しかし、都市に生活する私たちの周りには、既に多くの外来生物があふれています。外来生物というレッテルだけで生き物の善し悪しを判断するのは早計かもしれません。

【希少種】

一般的には、数が少なくて希にしか見ることが出来ないような種を意味します。環境省のレッドデータブックでは、「希少種」は「準絶滅危惧種」に変更され、現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によって「絶滅危惧」に移行する可能性があるものをいいます。

4 ワークショップでの意見

本ガイドラインは、市民、事業者、市のそれぞれの役割の中で生物多様性の保全に向けての取組みの指針であることから、様々な立場からの意見を取り入れるため、ワークショップを開催し、素案づくりを行いました。ワークショップで出された意見を次のとおりにまとめました。

(1) 生物多様性についてみんなが知るにはどうしたらいいの？

課題1 生物多様性とは何かが分かりにくい。

都市の生物多様性は市民の皆さんの支持なしでは実現できません。そのために、生物多様性の意味や重要性について分かりやすい言葉で伝えることが重要です。

① 啓発のためのイベント等の実施

市民向けのワークショップなどを通じて、希少種も含め、多摩市の生物多様性を市民の皆さん、特に子供たちに、様々な機会を通じて知ってもらうことが必要で、楽しく学べるような工夫も重要です。

また、生き物の「保護」だけではなくて、楽しくふれあう機会も考える必要があります。特に、一般の人も楽しめるようなイベント（四季折々の行事、写真展、虫捕り大会、地場産食べ物展、川遊び、観察会など）の開催や、特色ある生き物マップの作成がよいと思われます。地域には子供連れと年配の方を中心に、環境教育や自然活動に関心のある方が多く、行政や市民団体によるイベントへのニーズは大きいと思われます。

② 情報提供の充実

多摩市の生物多様性に関する情報提供については、(ア) マップや簡単なパンフレット、ポスター、看板などを作成して、駅、電車、広報誌などの人目に付きやすいところにおき、一目でわかるようにすること、(イ) Website, SNS, 種々の Photo アプリなどを利用して、簡単・手軽な情報の利用や発信を促すこと、(ウ) 多摩市のホームページで多摩市の生物多様性に関する施策、生き物情報、活動・イベントの案内、生物多様性マップ、関連団体（市民団体や企業、大学研究室など含む）など生物多様性に関する情報やリンクを集めたポータルサイトを作ることが考えられます。



多摩川の関戸橋付近のカワセミ

市では、公式ホームページにより、市民のみならず、生き物に関する情報の提供をいただき、それらを同ホームページ上で公開しています。

課題2 「〇〇してはいけない」といった禁止や制限が多く、楽しさや身近さが感じられません。

公園などでの一律的な「採集禁止」については、人々の自由な自然との関わりの妨げになり、自然への無関心を広げる可能性があります。例えば、採集禁止を東京都レッドリスト対象種に絞ったり、ゾーニングされたエリア内に限定したりすることで、もっと自由に植物や昆虫と触れ合う機会を増やすことも必要かもしれません。

課題3 好まれる生き物のことを考えるだけで良いのでしょうか？

地味な生き物や嫌われがちな生き物も生態系における大事なメンバーですので、皆さんにその重要性を普及啓発することが必要です。近年ハチやヘビなどに対する苦情や駆除要請が増えています。闇雲に嫌うのではなく、これらの生き物に対する普及啓発や適切な対処法なども、生物多様性に関する情報の一つとして市などのホームページで扱っていくべきだと思います。

【人間に害をもたらす生きもの】

害獣・害虫等と呼ばれ、人間の生活に害をもたらす生き物もいます。しかし、これらの生き物は、人間にとって直接的に害をもたらしても、その数のバランスが取れている限り、生物多様性に貢献し、ひいては遠回りに人間に利益をもたらしている場合もあります。また、これらの生き物を駆除する過程で使用する薬品等が生態系に影響を与え、その結果、人間にも悪影響を及ぼすこともあります。人間に害をもたらす生き物への対応を考えると、単に駆除するだけでなく、生態系への影響を考慮する必要があります。

あるいは、生物多様性は人間の生活に害をもたらす生き物の数を調整する場合があります。都市部ではカラスの問題が常にありますが、健全な生態系においては、ハシブトガラスが増えすぎたとき、オオタカがこれを積極的に捕食し、個体数のバランスがとられることもあります。この意味でも、多様な生き物を保全することが重要です。

課題4 生物多様性にまちづくりの視点を。

生物多様性は、地域の自然を見直すためのきっかけであり、生物多様性をまちづくりの課題の一つとして捉えることが重要です。

たとえば、保全活動や生き物の関連イベントを各地域で実施することにより、地域の人々との間に交流が生まれれば、更に、地域コミュニティの活性化につながるのではないのでしょうか。

また、子どもたちの自然体験の不足や、社会的ストレスによる健康問題の増加など、「生物多様性」をキーワードとして取り組める社会課題は色々あります。生物多様性に関する取り組みを通して、いかに地域の人々の生活を健康で豊かなものにするかといった視点も重要です。



一ノ宮用水での子どもや地域の方々が参加しての魚とり体験・一ノ宮用水の歴史学習会
(パルテノン多摩・多摩市水辺の楽校の協働事業)

生物多様性をキーワードとした地域の人々とのつながりの例です。



農業体験（脱穀）
(多摩市環境行事実行員会の事業から)

子どもたちの自然体験は重要です。

(2) 生き物の生息地・希少種の保全はどのようにすればいいの？

課題1 希少種だけでなく、身のまわりの多様な生き物を知ります。

生物多様性を保全するためには、まず、現状を把握し、理解しなければなりません。そのためには継続的に身の回りの生き物を調べることが必要です。市では、これまで同様、市民団体、ボランティアの方々と協働し、生き物情報の充実を図り、同時に、これらの情報をもとに、希少種リストの更新や重要な生息地の追加が必要と考えます。



東京都連光寺・若葉台里山保全地域
市民協働による湿地の生き物調査

課題2 みどりの量だけではなく、みどりの質を考えます。

これまでの都市の自然では、みどりの量ばかりが取り上げられてきました。これからは私たちとの関わりや生き物の住処としてのみどりの質が問われるようになります。そして、その質に関わるのが「生物多様性」です。私たちの地域のみどりをどうすれば良いかは、市民の間で議論していくことが大切です。



瓜生緑地

多摩市の「みどりのルネッサンス」への取り組みの一つとして、公園緑地の現状やニーズを整理するためのシート「みどりのカルテ」の作成があり、瓜生緑地(永山五丁目8)においては、市民の皆様とともにワークショップを開催し、公園緑地のあり方や関わり方を検討しました。

【普通種】

普通種とは、レッドデータ種（希少種など）以外の種のことで、普通に見られる生き物のことです。

課題3 生き物だけでなく、その生息地を守ることが大切です。

生物多様性では特定の生き物の存在ではなく、多様な生き物が暮らしていることが大切です。地域において希少種が生息するような地域があることは大変素晴らしいことですが、希少種を含めて、普通種が普通に見られる環境を守っていくことが重要です。

したがって、連光寺地区の連光寺・若葉台里山保全地域や関戸地区の原峰公園周辺などを希少種の生息地として保全・維持する一方、団地周辺に点在する緑地も多くの普通種の生息地として保全する必要があります。また、これらの場所は多くの生き物にとって住む場所をつなげてくれる重要な空間であり、「多摩市みどりのルネッサンスへの取り組み」においても「まとまり・つながりのあるみどり（エコロジカルネットワーク）の確保」が示されているように、それらを保全・維持をしていく必要があります。



東京都連光寺・若葉台里山保全地域
多様な生き物が暮らす生き物の生息地です。

課題4 環境保全にたずさわる市民団体の活動にかかわります。

多くの環境市民団体は地域ごとに活動していますが、生物多様性は一つの地域で考えるだけでは不十分です。市民団体をネットワーク化し、各団体の交流を行ったり、管理方法についてのリーダー研修会を行うなど、組織化やサポートが必要でしょう。



多摩エコ・フェスタ2017

（平成 29 年 2 月 18 日（土）・19（日）開催）
多摩市内の市民団体・学校・企業・行政が一緒になって、毎年 1 回実施している多摩市の大きな環境のお祭りです。

このイベントの企画・準備をとおして、各団体間のネットワークも広がっていきます。

(3) 外来生物にはどのように対応したらいいの？

課題1 「外来生物=悪」でしょうか？

外来生物とは、人間によって他の地域から持ち込まれた生き物ですが、自然環境の中で増えてしまい、在来の生き物や私たちの暮らしに悪影響を与え、被害を引き起こすものもあります。しかし、外来生物には人間生活や生態系に大きな影響を与えないものや、役立つ物も多くあり、簡単に「善」「悪」は決められません。アメリカザリガニやオカダンゴムシ、シロツメクサやモンシロチョウのように子供たちに人気があり、私たちの身近な生き物も含まれます。そのため、これらを即排除するというのではなく、場合によっては身近な生き物の一員として、バランスよく付き合うことが必要と考えられます。



アメリカザリガニ（一ノ宮用水路で採取）
子どもたちに人気がある外来生物のひとつです。

課題2 外来／在来よりもリスクベースで。

外来生物であっても地域の生態系や人間生活へのリスクが小さいものもあれば、在来生物であっても個体数の増加により食害があるイノシシなど、これらのリスクが大きいものもあります。私たちの暮らす都市には多くの外来生物が溢れています。生き物が外来種か在来種かということよりも、生態系や人間生活に大きなリスクが考えられるかどうかを基準にして、対策を判断すべきではないでしょうか。

課題3 将来に向けてどのように付き合うかを考えます。

外来生物は、今の私たちだけではなく、子どもや孫の代など、将来を見据えてどう向き合うかを考える必要があるでしょう。外来生物は在来の生き物の存在を脅かすことが問題視されており、外来生物のうち、人間や生態系に害をもたらすものを持ち込むことや、飼っていたもので自然に放すと人間や生態系に害をもたらすものを捨てることは止めるべきです。

しかし、既に多くの外来生物が生息する都市においては、その場所やそこに関わる人の生活スタイルによって外来生物がもたらす影響は大きく変わります。不幸にも連れてこられた外来の生き物たちとも上手に共存できれば、将来にわたり生活を豊かにし、生き物からの恵みを受けられるかもしれません。更に、身近に楽しみをもたらすかもしれません。外来生物を含めた地域の自然・野生の生き物について学び続けることが必要であり、そのために地域の自然に関わる啓発・環境教育活動や団体との交流を通じて地域の自然を知ることが重要です。



乞田川で見つかった外来生物の、ミシシippアカミミガメ（通称:ミドリガメ）

飼っていた生き物は最後まで責任を持ちましょう！！

第4章 生物多様性の保全に向けての取り組み

1 多摩市の生物多様性に対する基本的な考え

多摩市において、生物多様性に取り組むにあたっての基本的な考えは次のとおりとします。

(1) 「都市でのくらし」

多摩市は「多摩ニュータウン」のある典型的な大都市郊外のまちで、多くの集合住宅や公園、整備された道路からなるまちです。そのため、都市における生物多様性の保全は、自然豊かな地方都市や農山漁村などとは、おのずと大きく異なります。

そこで多摩市では、「都市でのくらし」を前提とすることを生物多様性の基本的な考えとして取り組みます。

(2) 「もっと自然を楽しもう」

都市の生物多様性との共存は市民のみなさんや事業者の方々の支持と理解なしでは実現できないものであり、理解の促進を進めようにも一般的な生物多様性の保全についての概念は、例えば「〇〇をしないようにしましょう」とか、「外来生物は排除しましょう」といった「規制」や「楽しくないこと」が多すぎる状況となっています。

そこで多摩市では、「もっと自然を楽しもう」を生物多様性の基本的な考えとして取り組みます。

(3) 「様々な生き物たちと共存します」

都市には多くの外来生物が既に溢れており、外来生物であっても地域の生態系や人間生活へのリスクが小さいものもあれば、在来生物であってもこれらのリスクが大きいものもあります。

既に私たちの身近な生き物も外来生物に含まれており、これらを即排除するというのではなく、場合によっては身近な生き物の一員として、バランスよく付き合うことが必要と考えられます。

そこで多摩市では、「様々な生き物たちと共存します」を生物多様性の基本的な考えとして取り組みます。



ツバメの巣

ツバメは、商業ビル・マンション・戸建住宅の軒下・高架下など、人間が生活しているところに巣をつくり、猛禽類などから卵やヒナを守ります。生き物と都市で暮らす人間との共存も、考えていかななくてはなりません。

2 行動指針（ガイドライン）

3つの基本的な考えに基づき、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で行動する指針（ガイドライン）を次のとおりとします。

（1）市民（市民団体）のみなさん

① 生き物からの恵みを実感できるようにしましょう。

多くの生き物と暮らすことのありがたさや楽しさを実感できるようにしましょう。

② 自然環境の啓発イベントに参加しましょう

市や市民団体などが実施する、四季折々の自然観察会、川遊びなどのイベントに参加して、身近な生き物やその恵みを楽しみましょう。

③ 身の回りの環境について関心を持ちましょう。

身の回りの生き物について観察したり、図鑑などで調べましょう。また、市や市民団体などが行う生き物調査に参加してみましょう。

④ 地域の生態系に配慮しましょう。

地域外から持ち込んだ動物を自然に放したり、地域外から持ち込んだ植物を花壇などの管理地ではない自然のなかに植えたりしないように心がけ、地域在来の生き物やその生息環境の保全に配慮しましょう。

⑤ 野生の動植物をむやみに獲らないようにしましょう。

野生の動物や公園・緑地などの植物を、許可されているものを除き、むやみに獲らないようにしましょう。

⑥ ペットの飼育に責任をもちましょう。

飼育している動物は、その命を終えるまで最後まで責任を持って管理し、自然に放さないようにしましょう。

【野生の動植物】

野生の動植物とは、人間に養われておらず、自然に生息・生育する動植物のことをいいます。



環境ウォッチング

（自然観察会 多摩市環境行事実行委員会の事業）

まず自然に親しむことから初めて、身のまわりの環境に関心を持ちましょう。

(2) 事業者の方々

① 生物多様性に配慮した事業活動に取り組みましょう。

事業活動において生物多様性に配慮しましょう。多くの生き物と暮らすことのありがたさや楽しさを、市民のみなさんとともに考える機会を事業活動のなかでつくりましょう。

② 地域の生態系に配慮しましょう。

地域外から持ち込んだ動物を自然に放したり、地域外から持ち込んだ植物を花壇などの管理地ではない自然のなかに植えたりしないように心がけ、地域在来の生き物やその生息環境の保全に配慮しましょう。

③ ペットの飼育に責任をもちましょう。

事業を行うために飼育している動物は、その命を終えるまで責任を持って適切に飼育し、自然に放さないようにしましょう。

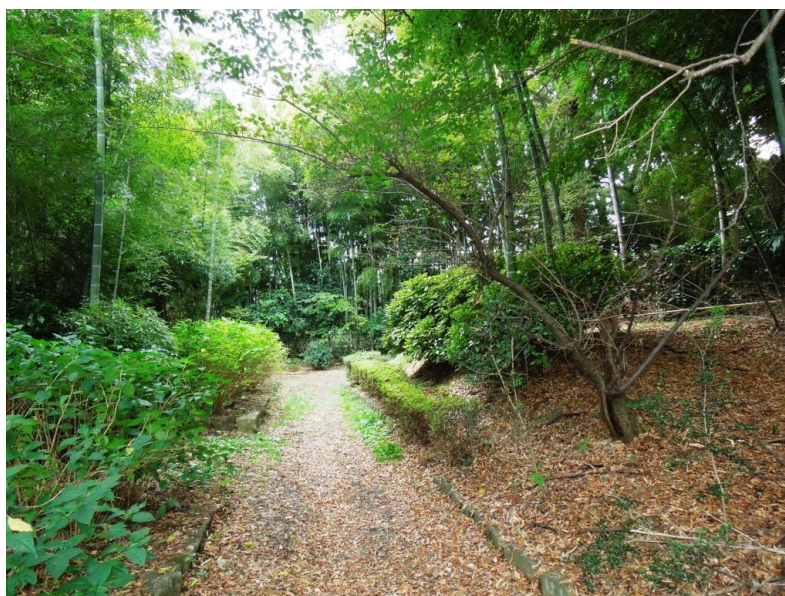
また、動物の販売を業とする場合は、購入者にペットは最後まで責任をもって適切に飼育し、自然に放さないように説明しましょう。

④ 生物多様性の普及啓発に努めましょう

イベントに協力するなど、市や市民団体と連携し、生物多様性の普及啓発を推進しましょう。

⑤ 生き物に関する調査に協力しましょう。

事業活動のなかで得られた生き物情報を市に提供するなど、市域の生き物情報の蓄積を推進しましょう。また、市民団体や市などが行う生き物調査にも協力しましょう。



原峰公園

市内の公園や緑地などには多くの生き物が生息しています。
勝手に自分が飼育していた動物を放したりするのは止めましょう。

(3) 市

① 市の事業活動にあたっては、生物多様性に配慮した活動に努めます。

- ア) まとまりのあるみどりの確保やゾーニング（境界分け）などにより、人間と生き物の共存を検討し、希少種や普通種の生息環境を守っていくように努めます。
- イ) 「東京都の植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考として、公共事業などで植栽をする場合は、在来種や侵略的でない外来種の採用に努めます。
- ウ) 特定外来生物や人の身体・財産に被害を及ぼす危険な生き物など、生態・健康にリスクのあるものは、対処法の啓発を行い、状況によっては駆除対策の検討なども行います。

② 生物多様性の普及啓発に努めます。

- ア) 市民の皆さんや事業者の方々に、生き物と接することの楽しさや、地味な生き物や嫌われがちな生き物に関しても、生態系における役割などの理解が深まるよう、生物多様性に関して分かりやすい、生き物マップやパンフレット、またはホームページやSNSなどにより、情報提供し、普及啓発に努めます。
- イ) 小中学校では、持続発展教育・E S Dの取組みの中で、生物多様性に関する学習の充実にも努めます。
また、身のまわりの環境地図作品展をはじめとした子どもを対象とした環境啓発イベントの開催などにより、子どもやその保護者の生物多様性への関心が高まるよう努めます。
- ウ) 一般市民の方に対しては、様々な環境啓発イベントを市民団体と協働で開催し、生物多様性の普及啓発に努めます。

③ 市民団体の活動を支援していきます。

- ア) 環境分野で活動する市民団体やそれぞれの地域で環境を扱う個人のネットワーク化を促進し、各団体や環境を扱う個人の交流を活発化させ、各市民団体などの間の連携が強化されるよう、コーディネート役として取り組みます。
- イ) 生き物に関わる活動をしている市民団体に対して、生物多様性に配慮した活動が進むよう普及啓発に努めます。

④ 生き物に関する調査に取り組みます。

市民のみなさんや事業者の方々の協力をいただきながら、生き物調査を継続的に実施するように努め、調査結果をデータベース化して活用できるように取り組みます。

⑤ 関係部署等と連携した、生物多様性の保全に取り組みます。

生物多様性に関する施策の展開にあたっては、市内部の各部署間や近隣市と連携・調整し、生物多様性の保全に向けたまちづくりに努めます。

【東京都の植栽時における在来種選定ガイドライン】

「東京都の植栽時における在来種選定ガイドライン」とは、東京都が平成24年5月に策定した「緑施策の新展開」に基づき、生き物の生息空間と在来の種に配慮した緑化の誘導に取り組む際の参考となるように策定したものです。

参考資料

市民参画による検討経過

本ガイドライン策定にあたっては、様々な市民参画の手法を用いて策定してきました。取り入れた手法は次のとおりです。今回は、素案の作成をワークショップにて行いました。

1 生物多様性ガイドライン策定ワークショップ

(1) 目的

このガイドラインは、市民・事業者・行政がそれぞれの役割などを定めるものであることから、様々な立場からの意見を取り入れる必要があり、ワークショップを開催してガイドラインの素案を検討しました。

(2) ワークショップの概要

メンバーは、公募の市民の方11名、環境団体から推薦された方が5名、農業者・市内事業者・教育関係から5名で構成されました。

公募の市民の方々は20代が4名、30代が2名、40代が3名、50代以上が2名となっております。今回のガイドラインの策定にあたっては、将来の多摩市を担う方々に考えて欲しいこと、また様々な世代の意見を取り入れたいという考えから、年代別に定員枠を設けて募集しました。

また、ワークショップの運営にあたっては、首都大学東京沼田研究室の協力をいただき、ワークショップでは、3つのグループにわかれて議論しましたが、グループ運営にあたって動物・植物・昆虫をそれぞれ専門としている3名のアドバイザーにご協力いただきました。

(3) 検討状況

ワークショップは5回開催しましたが、検討にあたっては、3つの課題「1 外来生物について」「2 生物生息地・希少種の保全について」「3 生物多様性への意識向上と普及啓発」別にグループに分かれて行いました。議論した結果を素案としてまとめました。

開催日	主な内容
平成28年10月15日(土)	都市と生物多様性、多摩市の自然環境について
平成28年11月5日(土)	さえずりの森(永山駅前緑地)、原峰公園のフィールドワーク
平成28年11月26日(土)	課題と対策、とるべき行動についての検討
平成28年12月17日(土)	課題と対策、とるべき行動についての検討
平成29年1月21日(土)	「(仮称)生物多様性ガイドラインの素案」について検討

(4) 生物多様性ガイドライン策定ワークショップ参加者

グループ	氏名	所属	備考
コーディネーター	沼田 真也	首都大学東京 都市環境科学研究科 観光科学域准教授	みどりと環境審議会委員
1 外来生物	吉原 正人	東京都鳥獣保護管理員・多摩動物公園動物相談員	アドバイザー
	田村 浩太	公募市民	
	山崎 達也	公募市民	
	美野 祐弥	公募市民	
	橋本 有美	公募市民	
	安永 尚志	多摩グリーンボランティア森木会	
	太田 茂	農業者	
	中澤 完	多摩市緑進会	
2 生物生息地・希少種の保全	仙仁 径	公益財団法人多摩市文化振興財団（パルテノン多摩）学芸員	アドバイザー みどりと環境審議会委員
	赤城 貴紀	公募市民	
	岸 琢也	公募市民	
	佐藤 広江	公募市民	
	市川 茂里夫	多摩市民環境会議	
	羽澄 ゆり子	多摩市水辺の楽校運営協議会	
	鈴木 絹子	多摩市環境行事実行委員会	
	阿南 陽子 高橋 裕子	連光寺東谷戸の会	
3 生物多様性への意識向上と普及啓発	保坂 哲朗	首都大学東京 都市環境科学研究科 観光科学域特任准教授	アドバイザー
	松本 響子	公募市民	
	阿内 真樹子	公募市民	
	中尾 修	公募市民	
	斎藤 正彦	公募市民	
	杉浦 昌平 千坂 航 組澤 伊浩 廣瀬 一利	京王電鉄(株)	
	荒木 恵理子	(株)ベネッセホールディングス、(株)ベネッセコーポレーション	
	下条 知淑	統括指導主事	
	太田 彩菜	首都大学東京	
	大場 美里	首都大学東京	
大塚 伊織	首都大学東京		

2 多摩市みどりと環境審議会

(1) 審議会概要

みどりと環境審議会は、多摩市環境基本条例に基づき、市のみどりと環境の保全等に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進する上で、必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として設置したものです。

(2) 審議会としての取組み

みどりと環境審議会の2名の委員が生物多様性ガイドライン策定ワークショップのコーディネーター及びアドバイザーとして参加し、ガイドラインの素案作成を行いました。また、作成した素案については、平成29年2月9日に開催した平成28年度第6回多摩市みどりと環境審議会に報告しました。

3 生物多様性ガイドライン（原案）に関するパブリックコメントの実施結果等について

(1) 実施結果

- ① 実施期間 平成29年5月8日（月）から5月22日（月）まで
- ② 閲覧場所 公式ホームページ、行政資料室、市内各図書館、多摩センター駅・聖蹟桜ヶ丘駅各出張所、永山公民館、市役所本庁舎1階受付ロビー、市役所東庁舎環境政策課
- ③ 提出者数 0件
- ④ 提出件数 0件

(2) 意見の概要と意見に対する市の考え方

意見が提出されなかったため、意見の概要と意見に対する市の考え方はございません。

市内部での検討状況

1 検討概要

このガイドラインは、市民・事業者・行政がそれぞれの役割などを定めるもので、様々な立場からの意見を取り入れる必要があることから、ワークショップを開催して素案を策定しましたが、庁内においては、関係課との連携体制を確立し、ワークショップで出された意見の検証、原案作成に向けた調整なども合わせて行うものとししました。

また、ガイドライン策定の進捗状況に合わせて環境政策推進本部会議にて審議しました。

2 ガイドライン策定に係る庁内連携会議

(1) 次の課で構成する生物多様性ガイドライン策定に関する庁内連携会議を開催しました。

【構成課】

環境政策課、公園緑地課、下水道課、道路・交通課、経済観光課、コミュニティ・生活課、行政管理課施設保全担当、教育指導課

(2) 検討経過

開催日	主な内容
平成 28 年 10 月 12 日 (水)	生物多様性について、ガイドライン策定について
平成 29 年 1 月 11 日 (水)	ガイドライン策定ワークショップでの検討状況について
平成 29 年 2 月 21 日 (火)	生物多様性ガイドライン（素案）について
平成 29 年 3 月 9 日 (木)	生物多様性ガイドライン（原案）について
平成 29 年 5 月 30 日 (火)	生物多様性ガイドライン（最終案）について

3 部長以上での庁内検討

開催日	主な内容
平成 29 年 2 月 23 日 (木)	平成 28 年度第 3 回多摩市環境政策推進本部へ生物多様性ガイドライン（素案）を報告
平成 29 年 3 月 27 日 (月)	平成 28 年度第 4 回多摩市環境政策推進本部で生物多様性ガイドライン（原案）を審議
平成 29 年 4 月 18 日 (火)	平成 29 年度第 2 回経営会議で生物多様性ガイドライン（原案）を決定
平成 29 年 6 月 29 日 (木)	平成 29 年度第 2 回多摩市環境政策推進本部で生物多様性ガイドライン（最終案）を審議
平成 29 年 7 月 19 日 (水)	平成 29 年度第 9 回経営会議で生物多様性ガイドライン（最終案）を決定

印刷物番号 29-17

多摩市生物多様性ガイドライン
～もっと多摩の自然を楽しもう～

平成 29 年 8 月 発行

編集・発行 〒206-8666
東京都多摩市環境部環境政策課
東京都多摩市関戸六丁目 1 2 番地 1
TEL 042 (338) 6831
FAX 042 (338) 6857